

相続手続のご案内

大東京信用組合

この度は御親族様のご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。

この冊子は、当組合とお取引いただいているお客さまがお亡くなりになり、その預金等を相続人さまにお支払するための手続について説明しております。

ご不明な点につきましては、取引店へお問い合わせください。

□ お手続の流れ

お手続の申出

- 亡くなられた方（被相続人さま）のお取引店にお申出ください。
- お申出により、亡くなられたお客さま（被相続人さま）の預金は、相続手続が完了するまで、お引出・ご入金などのお手続は出来なくなりますので、あらかじめご了承ください。
（下記の「ご留意いただきたい事項」を参照願います）



必要書類のご準備

- お取引の内容、相続方法に応じ、ご準備いただく書類が異なります。3ページの「相続方法のご確認」を参照いただき、ご不明な点は取引店にご照会ください。



書類のご提出

- ご準備いただいた書類は、当組合所定の相続手続依頼書とともに取引店にご提出ください。
（6ページの「相続手続依頼書について」を参照願います）



相続預金のお支払い等

- 預金の払戻し等は、ご提出いただいた書類を確認させていただいた後となります。
- お手続に日数がかかる場合もございますので、予めご了承ください。

□ ご留意いただきたい事項

相続の連絡をいただいた場合、亡くなられた方（被相続人さま）との取引は、以下のお取扱いとさせていただきますので、ご留意ください。

取引内容		取扱方法
ご預金	お引出	●お取扱いできません。
	お預入	●お取扱いできません。
	お振込みの受取	●先方の金融機関に連絡のうえ、振込依頼人さまの指示によりお取扱いいたします。 ●家賃等の受取予定がある場合は、振込指定口座の変更を早めに行ってください。
	口座振替	●引落とし（支払い）できなくなります。 ●公共料金等の口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなりますので、お早めにお引落口座の変更手続を行ってください。
貸金庫の開函		●お取扱いできません。
出資金		●持分の払戻し、または相続人さまへの譲渡のいずれかとなります。
融資		●原則、当組合からおひとりの相続人さまに引受をお願いします。 ●ご融資の内容により手続きが異なります。

□ 相続人の範囲

相続人確認表

相続手続は、相続人の方を確認する必要がありますので、下記を参考にご確認ください。

既に作成されている場合は、そちらのご提出をお願いする場合がありますので、恐れ入りますが、お申出ください。

【相続人の範囲】

- ①配偶者・・・常に相続人になります
- ②下記の方が配偶者と共に相続人になります

△ 第1順位・・・子

子が死亡している場合は孫が代襲相続人となります



第1順位の相続人がいない場合

△ 第2順位・・・父母

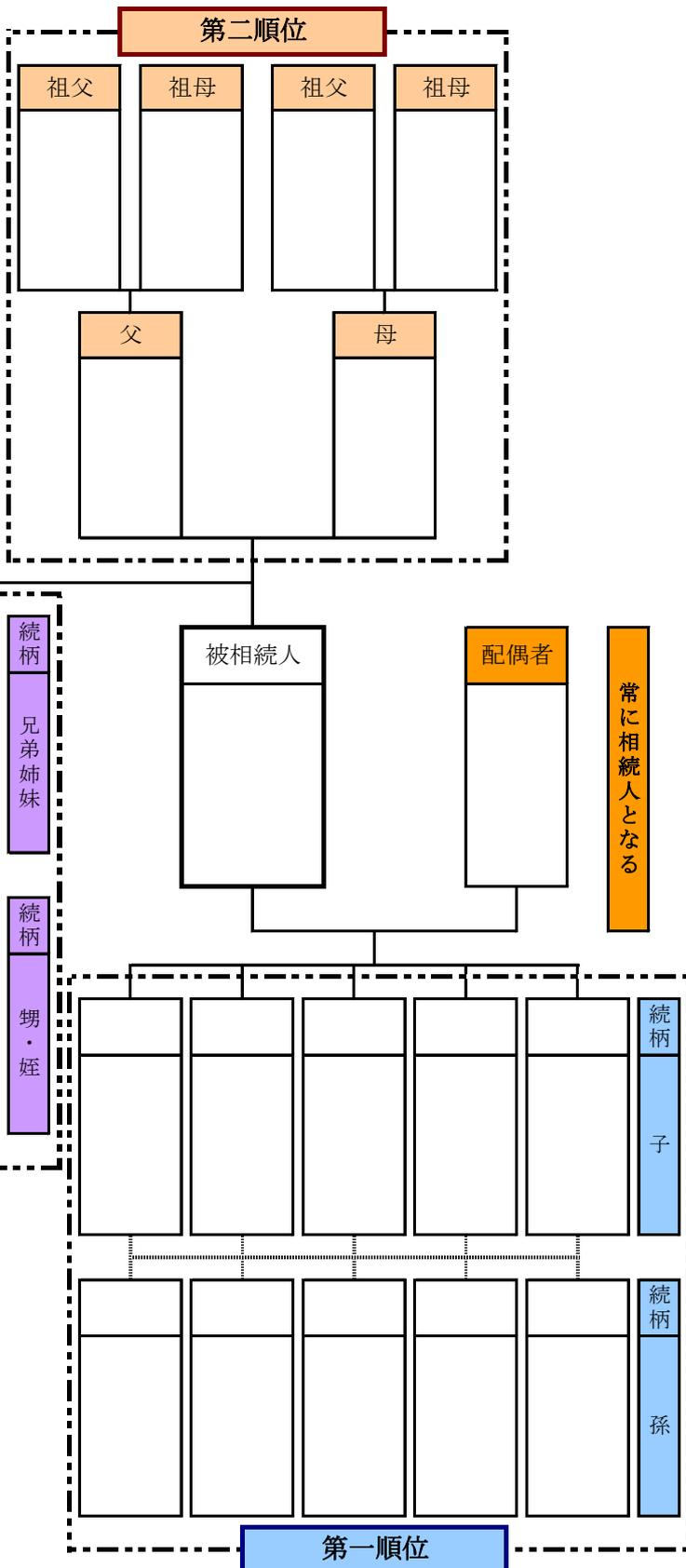
父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば
祖父母が相続人となります



第1順位、第2順位の相続人がいない場合

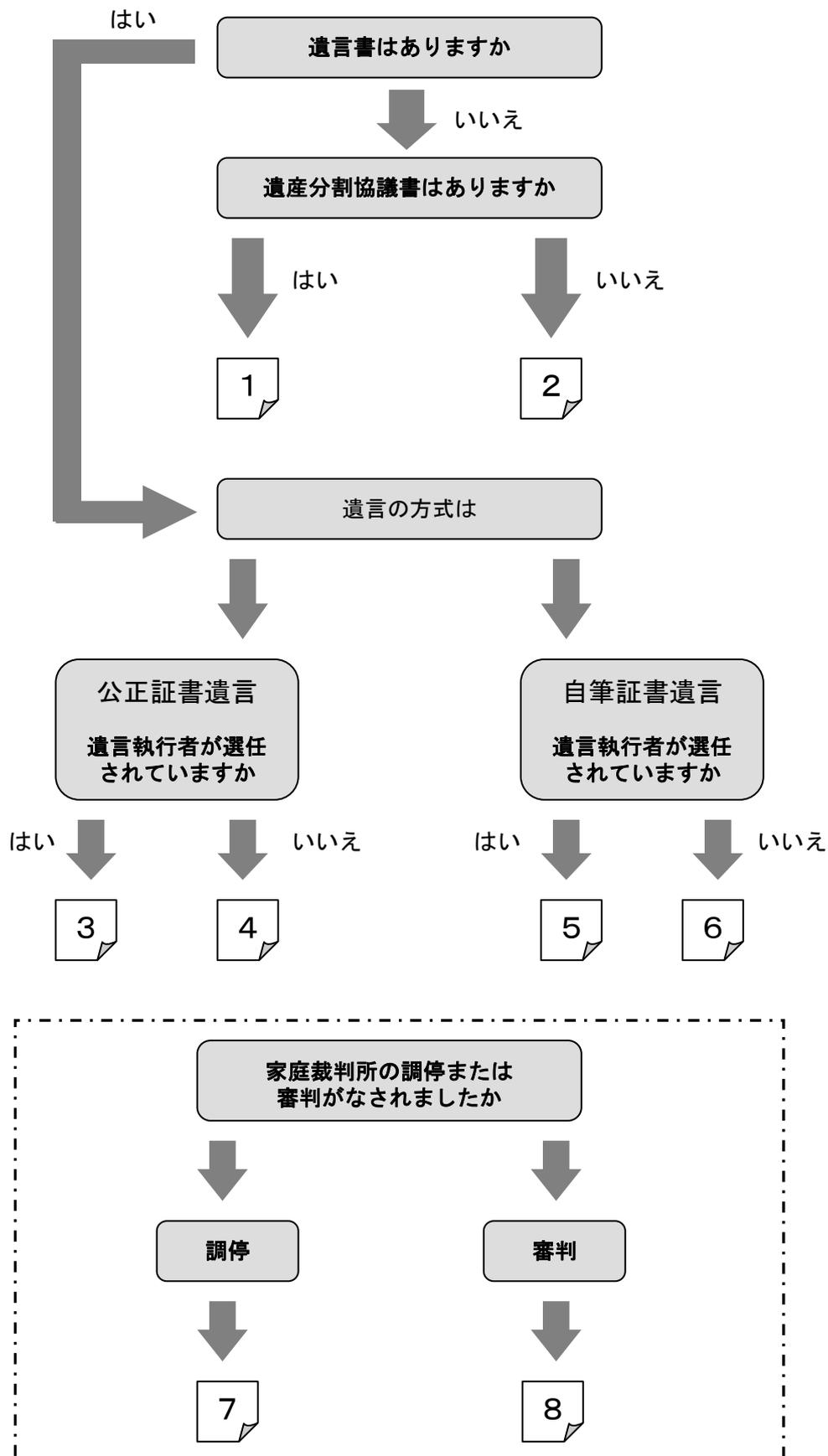
△ 第3順位・・・兄弟姉妹

兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります



□ 相続方法のご確認

相続の方法により、ご準備いただく書類が異なります。次ページ「必要書類について」の番号（1～8）と合わせてご確認ください。



□ 必要書類について

確認	ご準備いただくもの	1	2	3	4	5	6	7	8
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書	○	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	相続預金の通帳・証書、貸金庫の鍵など	○	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本（出生から死亡まで） ◇5ページ「戸籍謄本について」をご参照ください	○	○		○		○		
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本 （亡くなったことが確認できるもの）			○		○			
<input type="checkbox"/>	相続人さま全員の戸籍謄本 ◇5ページ「戸籍謄本について」をご参照ください	○	○		○		○		
<input type="checkbox"/>	相続人さま全員の印鑑登録証明書 （△→調停または審判で指定された当組合預金の受領者の方）	○	○		○		○	△	△
<input type="checkbox"/>	遺言執行者の印鑑登録証明書			○		○			
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書（法定相続人全員のご署名・ご捺印 （ご実印）がお済みのもの）	○							
<input type="checkbox"/>	遺言書			○	○	○	○		
<input type="checkbox"/>	検認済証明書（または検認調書）					○	○		
<input type="checkbox"/>	遺言執行者の選任審判書謄本 （家庭裁判所に遺言執行者の申立をした場合のみ）			○		○			
<input type="checkbox"/>	調停調書謄本							○	
<input type="checkbox"/>	審判書謄本・確定証明書								○

※ 相続手続を弁護士・信託銀行等に委任する場合は、委任状もご提出いただきます。

- 書類は原本をご準備ください。ご返却をご希望であれば、原本確認後、写しを取らせていただきご返却いたしますので、お申出ください。
- 「法定相続情報一覧図の写し」（法務局の発行する認証文付の書類原本）をご提出いただく場合、戸籍謄本等の提出に代えることができます。（戸籍謄本等の提出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。）
- 自筆証書遺言書保管制度による「遺言書情報証明書」をご提出いただく場合は、検認済証明書（または検認調書）の提出は不要です。

相続方法・手続方法により、追加で書類をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

□ 戸籍謄本について

△ 被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍謄本について

- 相続人さまを確認するためには、被相続人さま（亡くなられた方）がお生まれになったときからお亡くなりになったときまでの連続した戸籍謄本が必要になります。
- ※ 戸籍改製の際、改製後の戸籍にはすべての事項が移されるわけではなく、婚姻で除籍された子等は移されません。そのため、被相続人さま（亡くなられた方）の相続人さまの確認のために改製原戸籍等を提出していただきます。

△ 相続人さまの戸籍謄本について

- 被相続人さま（亡くなられた方）の戸籍から結婚や養子縁組等により除籍・転籍されている場合は、除籍・転籍から現在の戸籍までの連続した戸籍謄本が必要となります
- 兄弟・姉妹の方が相続人さまの場合は、被相続人さま（亡くなられた方）のご両親のお生まれになったときからお亡くなりになったときまでの連続した戸籍謄本が必要となります。

改製原戸籍 ➡ 昭和32年法務省令により改製される以前の戸籍
・被相続人さまが、昭和23年までに生まれ入籍されている場合
平成改製原戸籍 ➡ 平成6年法務省令により改製される以前の戸籍

改製戸籍 ➡ 昭和32年法務省令により改製された戸籍

編製戸籍 ➡ 新しい戸籍が編製されている場合
・婚姻や養子縁組により、夫婦の一方や養親の戸籍に入った場合

転籍戸籍 ➡ 戸籍の所在地（本籍地）を他に移している場合
・本籍地を他の市町村に移した場合、従前戸籍の記載事項がすべて移されずに省略されますので、ご注意ください

現行の戸籍 ➡ 平成6年法務省令により改正された戸籍
・戸籍法改正により、電子化された様式へと変更

昭和12年に生まれた方の例

被相続人さま（亡くなられた方）が生まれた日・・・改製原戸籍

昭和32年法務省令により戸籍を改製・・・改製戸籍

昭和35年に結婚・・・編製戸籍

昭和45年に転籍・・・転籍戸籍

平成6年法務省令により様式が改製・・・現在の戸籍

この例の場合、これらの戸籍謄本が必要となります

□ 印鑑登録証明書について

- 発行後、3ヶ月以内の印鑑登録証明書をご準備ください。
- 海外に居住されている方は、印鑑登録証明書にかえて大使館・領事館などで発行する「サイン証明書」が必要になります。

□ 相続手続依頼書について

相続手続依頼書は次ページの「相続手続依頼書記入見本」を参考のうえ、ご記入ください。

- 相続手続依頼書は原則として、相続人さま全員が各自直筆で署名し、実印を押印してください。
 - ※ 遺言執行者が選任されている場合は、遺言執行者の署名押印が必要になります。
 - ※ 当組合の預金を取得いただく相続人さまのみの署名押印でも手続可能な場合がございます。
- 署名の際は、印鑑登録証明書と同一の字体で署名をお願いします。また、住所は印鑑登録証明書記載の住所をご記入ください。

□ 残高証明書の発行手続

残高証明書が必要な場合は、必要書類をご準備のうえ取引店にお申し出ください。

△ 必要書類（ご準備いただく書類）

- 被相続人（亡くなられた方）がお亡くなりになったことが確認できる書類
- 相続人、遺言執行者、相続財産管理人等であることが確認できる書類
- 手続をされる方の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

△ 発行手数料

- 当組合所定の発行手数料がかかります。
 - ※ 発行まで日数をいただく場合がございますので、予めご了承ください。

(表面)

被相続人お客さま番号

記入見本

相続手続依頼書

平成 〇年〇月〇日

大東京信用組合 御中

被相続人 おなまえ 大信 太郎 平成 〇年〇月〇日死亡

該当を〇囲みしてください。

お取引店にご提出にされる日付をご記入ください。

過日死亡した上記被相続人と貴組合との取引における相続手続について、以下の通りお取扱いください。この依頼書にもとづきお取扱いのうえは、後日、万一紛議が生じたとしても、上記被相続人、受遺者、遺言執行者等が連帯してその責を負い、貴組合には一切ご迷惑および損害をかせません。

相続関係者欄. 相続人・受遺者・遺言執行者. 遺産整理受任者. おとこ 東京都港区〇〇1丁目1番1号 大信 大五郎. おとこ 東京都世田谷区〇〇1丁目1番1号 大信 次郎. おとこ 東京都武蔵野市〇〇1丁目1番1号 信組 花枝

必ずご本人さまが自署捺印してください。

相続関係者が7名以上の場合には裏面にご記入ください。

相続関係者欄は、原則、相続人等の関係者全員に自署捺印いただけますが、相続方法によって異なる場合がございます。詳細はお取引店までお問い合わせください。

1. 被相続人のお取引科目(〇印を付してください) →

普通預金・定期預金・定期積金・出資金・貸金庫 証券貸付・手形貸付・割引手形・その他

2. 相続方法(下記の〇印を付した項目で行います。)

- (1) 相続人全員の署名捺印により後記4のとおり相続します。
(2) 遺言により後記4のとおり相続します。
(3) 家庭裁判所の調停・審判により後記4のとおり相続します。
(4) 相続人全員による遺産分割協議書のとおり相続します。
(5) 相続人全員で一括して承継し、私どもが分割します。
(6) 【 相続人・遺言執行者・遺産整理受任者 】の()が代表して受領します。
(7) _____

お取引のある科目を〇囲みしてください。

該当の相続方法を〇囲みしてください。

お手続に関して、当組合から連絡させていただく場合の連絡先をご記入ください。

3. 本手続に関する連絡先

おなまえ 大信 大五郎 お電話番号 03(1111)2222 被相続人との関係 長男

4. 相続預金の表示・取扱内容 (書ききれない場合は裏面にご記入ください。前記2(5)(6)の場合、受取人氏名は記入不要です。) 喪失している通帳・証券等につきましては、「通帳・証券等の喪失」欄に表示いたします。今後、喪失物については無効であることはもちろん、万一発見した場合には、ただちに貴組合に返却いたします。

Table with columns: 相続預金の明細 (種類, 口座番号・預入番号, 残高), 取扱内容 (取扱方法, 受取人氏名), 通帳・証券等の喪失 (喪失物, 相続関係代表者確認印), 組合使用欄 (検印, 係印). Rows include 普通預金, 定期預金, 定期積金.

※ 通帳・証券を喪失されている口座については、通帳・証券の再発行および名義変更はできません。

5. 出資金の表示・取扱内容 (書ききれない場合は裏面にご記入ください。)

喪失している出資証券につきましては、「出資証券の喪失」欄に表示いたします。今後、無効であることはもちろん、万一発見した場合には、ただちに貴組合に返却いたします。

Table with columns: 出資持分の内容 (証券番号, 出資金額), 出資証券の喪失 (喪失(〇記入), 相続関係代表者確認印), 取扱内容 (取扱方法, 取得者の氏名等), 組合使用欄 (本部送付日, 検印, 係印). Rows include DS-666666, 大信 大五郎.

※ 出資金のお手続に関しては別途ご提出いただく書類がございます。

組合使用欄 裏面の記載 有・無. 遺言のないことの確認, 最終遺言であることの確認. 店舗長, 次長, 課長, 係印, 印鑑照合. 確認日, 確認相手, 確認者.

(裏面)

6. 貸金庫の表示・取扱内容

貸金庫番号	取扱内容	組合使用欄		
		解約日: 年 月 日	検印	正鍵回収
1111	左記番号の貸金庫を開函の上、格納品を出庫し、貸金庫取引を解約します。			

- ※ 別途「相続人貸金庫開函依頼書」を相続人全員の署名捺印の上、ご提出ください。
- ※ 貸金庫開函時に立ち会えない相続人がある場合は、別途「相続人貸金庫開函並びに収容品受領に関する委任状」をご提出いただけます。
- ※ 貸金庫鍵(カード)を喪失している場合は、別途喪失届を提出いただけます。

貸金庫鍵(カード)を喪失している場合は別途喪失届を提出いただけます。

[相続関係者が表面に書ききれない場合の記入欄]

相続関係者	相続人・受遺者・遺言執行者・(該当に○印) おとこ	相続人・受遺者・遺言執行者・(該当に○印) おとこ
	おなまえ	おなまえ
	実印	実印
	相続人・受遺者・遺言執行者・(該当に○印) 遺産整理受任者・[]	相続人・受遺者・遺言執行者・(該当に○印) 遺産整理受任者・[]
	おとこ	おとこ
	おなまえ	おなまえ
実印	実印	
相続人・受遺者・遺言執行者・(該当に○印) 遺産整理受任者・[]	相続人・受遺者・遺言執行者・(該当に○印) 遺産整理受任者・[]	
おとこ	おとこ	
おなまえ	おなまえ	
実印	実印	

出資金の表示・取扱内容(表面5の続き)

出資持分の内容		出資証券の喪失		取扱内容		組合使用欄	
証券番号	出資金額	喪失	相続関係代表者確認印	取扱方法	取得者の氏名等	本部送付日	
			実印	1. 相続加入 (譲渡加入)		年 月 日	
			実印			検印	係印
			実印			2. 法定脱退	

相続預金の表示・取扱内容(表面4の続き)

相続預金の明細			取扱内容		通帳・証券等の喪失		組合使用欄	
種類	口座番号・預入番号	残高	取扱方法	受取人氏名	喪失物	相続関係代表者確認印	検印	係印
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		
			1. 解約 2. 名義書換		通帳 証券 カード	実印		

処理日 年 月 日